

# 市道除草作業の報償費について

三次市 建設部 土木課

## 1. 交付要件

- ① 認定された市道での作業が対象です。県道・農道・林道・里道は対象になりません。
- ② 団体による作業が対象です。個人での作業は対象になりません。
- ③ 交付する回数は、同一区域につき1年度で2回までです。
- ④ 法面・路肩からそれぞれ1mの範囲で行う除草作業が交付対象となります。
- ⑤ 報償費の額は除草面積1m<sup>2</sup>あたり20円です。

## 2. 請求にあたっての注意事項

- ① 作業終了後に、次の書類を提出してください。
  - ・三次市道路除草作業実施報告書兼請求書（様式第1号）
  - ・写真（作業前・作業後）
  - ・作業場所を記入した位置図
- ② 実施状況を確認する必要があるため、作業終了後1ヶ月以内に請求書類を提出してください。1ヶ月を超える実施状況が確認できない場合には、報償金の支払いができないことがあります。
- ③ 報償費は口座振替で交付します。振込口座番号および名義（必ずフリガナを記入してください）を正確に記入してください。また、通帳の写しを添付してください。口座名義に誤りがあると振込ができない場合があります。
- ④ 書類の中で「団体名」「代表者氏名」「口座名義」に記入する団体名・代表者名は、全て同じにしてください。個人名義の口座に振り込む場合は、委任状兼作業従事者名簿（様式第3号）が必要となります。名簿は作業従事者本人が自筆で記入してください。自署でない場合は押印が必要です。

## 3. 作業中の事故があった場合

除草作業中に発生した事故は、状況により、市が加入している保険の補償対象となる場合があります。万が一事故があった場合には、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

### 〈お問い合わせ先〉

三次市 土木課 管理係 (0824) 62-6305

もしくは各支所の地域づくり係まで

君田支所 (0824) 53-2111 吉舎支所 (0824) 43-3111

布野支所 (0824) 54-2111 三良坂支所 (0824) 44-3111

作木支所 (0824) 55-2111 三和支所 (0824) 52-3111

甲奴支所 (0847) 67-2121